

令和3年 第9回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年11月30日(火) 14時55分 から 16時34分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第6 議案第4号 あっせん委員の指名について

第7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

定刻よりも5分ほど早いのですが、みなさんお揃いですので、早速はじめさせていただきたいと思っております。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから東神楽町農業委員会第9回総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は3番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

それでは、第9回（通算716回）の総会に先立ちまして、ひとことご挨拶申し上げます。本日は全員出席いただきましたこと、大変ありがとうございます。先月の総会ですか、その時に大柿委員より、畑は干ばつに不作なしと非常に力強い言葉をいただいたのですが、米農家は今年非常に厳しい年なのかなと思っております。農協の数字なんですけれど、全体で言えば2割の2等米が発生しているということなんですけれども、それによりまして、今年は天気が良く、高品質米が多く取れたと期待はしていたところではありましたが、2等米になった時点で高品質米ではなくなるということで、1,500円の値段が落ちたというふうな、ざっくりとですがそういう形になっています。米の値段自体も2,000円ほど下がり、1俵あたり3,500円も金額下がったことになります。ざっくり計算しますと、3,500,000円ほどがどこかへ飛んで行ってしまったと、非常に農家の経営も厳しいのかと、農協の方で対策給付を出してくれると、あと組勘の方も繋がっているのかと思うのですが、来年以降も今回新たにですね。オミクロン株ですか、新しい変異株が出てきてですね。コロナの方も一体いつになったら終息するのかというように形になっておましてですね。コロナが終息しないと、農業・野菜・生産物も順調に動かないということですね。非常に厳しいのかと思っております。まあ、農家が厳しいということですね。土地が出たときに農家の動きも厳しいということで、なかなかその売買とか、そういうことに関しては厳しくなっていくと思っております。それだけに、農業委員の活動の方も厳しくなってくるかなと考えています。また国営の方も志比内地区の方が無事に終わったのかな？今年の方が・・・。志比内と中央西ですか、こちらの方も工事ほぼ終わりました、まあ順調に進んでいる訳ではありますけれど、今回、来月ですけれども、国営売買があがってくると思うのですが、その中で我々が想定していなかった部分が出て来るということで、先ほど農地部会の方でも話し合いましたんですけれども、みなさんも国営の受益者から、農家のみなさんから何かあったときに、情報共有できればと思っております。本日も案件ございますけれども慎重審議よろしく願いいたします。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は3番前田委員、4番伴野委員、お願いします。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願いします。

宮原主査

はい。報告第1号。令和3年10月29日以降における農業委員会の概況について報告いたします。11月5日（金）旭川市トーヨーホテルにて行われました「令和3年度上川地方農業委員

会連合会役員会」に小足会長が出席しております。11月10日(水)、小足会長・島田代理・伴野農地部長・岸本委員・蒔田委員に出席いただき、あっせん委員会を3件行いました。以上です。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	<p>続きますして<日程第3議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。</p>
武田主事	<p>はい。農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。5番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか2筆。総面積33,503㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては令和3年10月21日。土地の引渡日については令和3年10月31日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由といたしましては、契約の整理ため、解約したいということとなっております。当初契約期間については、令和2年12月24日から令和5年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちら、先月の10月の総会でありました案件と同様で、昨年国営工事された箇所、新規案件が残っていたところがありまして、新たに借りる地番が増えたことから、既存の契約を解約し、新規で利用集積図るものがあります。そのために解約というものになります。続きますして6番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか2筆。総面積11,298㎡。貸主は〇〇さん。借主は、同じく〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和3年10月21日。土地の引渡日は、令和3年10月31日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、契約の整理ため解約したいということとなっております。当初契約期間も同様で、令和2年12月24日から令和5年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちらの案件も先程の5番と同様に昨年の国営案件となっております。続きますして次のページ行きますして、番号7番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか1筆。総面積21,905㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和3年10月21日。土地の引渡日は、令和3年10月31日となっております。こちら、合意解約で事由は、契約の整理ためということとなっております。当初契約期間、平成31年3月28日から令和3年11月30日までの強化法の解約ということ。こちら〇〇さんの案件と同様、昨年度の国営案件となっております。最後に8番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積19,249㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日が令和3年10月21日。土地の引渡日、令和3年10月31日となっております。こちら、合意解約で、事由が契整理のためとなっています。当初契約期間、令和元年12月20日から令和11年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら、前3件と同様の国営案件となっております。以上です。</p>
会長	<p>農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。</p>

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	<p><日程第4>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
武田主事	<p>はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号3番です。今回、使用貸借権の設定となっております。期間は12月1日から無期限の期間を定めな</p>

	<p>い契約となっています。貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか44筆となっております、総面積が406,336㎡となっております。借主の経営状況につきましては0㎡ということになっていて労力総数に関しては3名です。えーこの度使用貸借ということになりますので、対価は無償となります。申請理由といたしまして後継者へ経営移譲を行うため、全地貸し付けたいということになっております。こちらの案件なんですけど、もともとですね。経営者であります〇〇さんが8月18日にお亡くなりなしまして、その奥様であります〇〇さんに相続の手続きを先月ですね。行ったところでございます。その後、経営に関しましては、〇〇さんの娘婿さんの〇〇さんへ任せられるということで、この度義理のお母さんからお婿さんへの使用貸借契約を結ぶものとなっております。以上です。</p>
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	はい。説明ということなんですけど、話したいことは武田君が話してくれまして、〇〇君も長年〇〇さんのところで、後継者として真面目に仕事をしておりますので、問題ないと思いますので慎重審議、よろしくお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定します。

【議案】農業経営基盤強化促進法第18条第項の規定による農地利用集積計画の決定について

会長	<p>続きまして<日程第5>議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明します。事務局より説明願います。</p>
宮原主査	<p>はい。所有権移転関係3件につきまして、1件ごとにご説明いたします。まず初めに番号25。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇、地番〇〇、現況地目「田」ほか2筆。合計面積、22,532㎡。売買でありまして、所有権移転日は本日。対価の支払期限は12月31日までとなっております。売買価格は、1,834,000円。反当価格は、田が110,000円。畑が55,000円となっております。以上です。</p>
会長	担当、伴野委員。
伴野委員	<p>只今、事務局の方から説明があったとおりでありますけど、〇〇さんにおかれましては、2年ほど前から農地を全て処分したいと、その旨申し出があり第1優先であります〇〇さんに声をかけましたところ、今回の件に関しましては単価の方が折り合わず、1度お流れになって色々探していた訳ではありますが、えー今回隣接地で耕作しておりました〇〇さんが、今回この度、お話しをしたところ引き受けてくださるといった案件であります。単価につきましてですが、この農地忠栄の高台地区にありまして近くに広幅用水が走っているのですが、そこよりはるかに高く用水に関しましてはポンプアップをしなければいけないといった状況でありますけど、そのポンプに関しましては10年以上前から故障し使用ができない。そういった状況でございます。そういった兼ね合いもありまして、現在行われている国営緊急農地再編事業からも対象外の地域となっております。また、管理作業におきまして一応、山ということでありまして、のり面等も非常に傾斜がきつくて、このあたりの平均相場であります15~18、まあこのあたりには、ちょっとやはり及ばないといった感じで下げざるおえないという判断をし、今後の米の情勢等もふまえて11</p>

0,000円とさせていただきます。同じく畑は、55,000円ということで、転作田ということで奨励金等ありますが、やはり作業の効率を考慮するとこのような条件となりました。また、〇〇さんにおかれましては、この地域で長く農業をされており作物の管理作業等、非常に丁寧に作業をされており、地域の信頼も厚い方です。よろしく審議のほどお願いいたします。

会長
各委員

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ありますか。

.....

会長

こちらの案件なんですけれど、色々とありましたけれど、地域の農業委員が認めれば1割減以上も認めるということで、覚えてらっしゃるかと思うのですが、そちらの方の事案であると思ってもらって良いかと思えます。平均相場150,000円のところ110,000円ということで下がりましたが、地域の条件よりはるかに劣るということで、あっせんの1割以上の減を認めたという案件でございます。決定してよろしいでしょうか。

各委員

(はいとの声)

会長

それでは決定します。

会長

続きまして、会議規則第15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。番号25番。

宮原主査

はい。番号26の説明をいたします。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇、現況地目「田」ほか2筆。合計面積23,109㎡。売買でありまして、所有権移転日は本日。対価の支払期限は12月31日までとなっております。売買価格は、4,430,000円。田の反当価格は、200,000円となっております。以上です。

会長

担当、岸本委員。

岸本委員

はい。ただいま事務局の説明があったとおりでございます。〇〇さんの方から国営の工事が始まる前に、自分の所有している農地を処分したいという依頼がありまして、今現在今まで〇〇さんの方で賃貸契約を結んでおりましたので、〇〇さんにお伺いしましたところ購入の意思があるということでございまして、こういう形になりました。価格につきましては、この地域の相場でございます。田200,000円ということで決めさせていただいております。何ら問題ないと思えます。慎重審議お願いいたします。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

はい。無ければ決定いたします。

会長

27番。

宮原主査

はい。9ページをご覧ください。所有権移転関係、最後の案件になります。番号27。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇、現況地目「畑」ほか4筆。合計面積24,901㎡。売買でありまして、所有権移転日は本日。対価の支払期限は12月31日までとなっております。売買価格は、7,500,000円。反当価格は、田が345,000円。畑が160,000円となっております。以上です。

会長

担当、島田代理。

島田代理

はい。今ですね。事務局の方から説明のあったとおりですけど、こちらで説明をつけ加えさせていただきますと、まず土地の所在ですがひじり野の5号をずっとまっすぐ山側に向かって、だいたい第3ライスセンターのむかえ、町道を挟みましての位置となります。こちらの場所なんですけれども、所有者が〇〇さんという方で、多分みなさん聞き慣れないと思えますが、〇〇さんにおかれましては、前所有者がこちらの図、農地以外でくぼんでいる部分、宅地がありましてこ

ちらに住まわれておりました〇〇さんという方が所有していたものでございます。ですが、この〇〇さんが所有しておりました今年11月30日まで、〇〇さんに約20年貸付けている状態でありました。それで、今年11月30日に合意解約となりまして、その11月30日を迎える前に〇〇さんが亡くなりまして、所有権がこの〇〇さんという方は〇〇さんのお姉さんの子どもさん。そちらの方が相続されました。とういうことで、相続名は〇〇さんということになっていまして、まず期間満了に伴う解約でございますので、セオリー通り〇〇さんの方へ購入の気持ちはないか確認しましたところ、〇〇さんでは買う意思が全くないというところで、まず相手方を探すことになりまして地元東聖地区及び隣接者の方に尋ねたところ買う意思なしということで、これは困ったなというところで、〇〇さんの中で作業委託を受けておりました〇〇さんが買っていいよということで、〇〇さんに決定させていただきました。反当なのですが、この東聖地区の平均単価が400,000円前後というところで、この400,000円を基準にいたしまして、そこからどういう形で単価を設定するか双方に話しをしながら、まずここ場所を知っている人は分かると思うんですが、形が色々な形になっておりました、長い間転作で田んぼにはできない状態ではないということと、1番やっぱり大きい日当たりが悪いんですね。高台と隣接しておりました早々結構な面積が日陰となってしまって、耕作にも不適切というか、作りづらいということもありまして、田の単価は345,000円とさせていただきます、畑はその半分ほどということで、双方に歩み寄りながら決定してもらった次第でございます。〇〇さんにおかれましても、みなさんご存知のとおり作業委託自分で耕作をしながら意欲的に農業をやられておりますので、全体的に何の問題はないかと思っておりますけれども慎重審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

伊藤委員

参考までに、この〇〇さんの宅地部分、空き家があったかと思うんですが、どのようになりますか。

島田代理

こちらの部分は〇〇さんが、処理をしてくれるというか、使うということで、それも松野さんとの話しの中で、宅地部分も含めて所有するということになっております。

会長

他にご意見・ご質問はございませんか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

無ければ決定いたします。

会長

続きます番号28番。

武田主事

はい。続きます利用権設定関係になっております。今回、新規案件が14件、継続案件が6件であります。まず番号28番です。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか5筆。合計面積が40,965㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております利用権の設定の始期は、12月1日から令和6年11月30日までの3年間となっております、賃借料につきましては、510,000円。反当価格につきましてはですね。地番図の9番ご覧いただきたいと思いますが、一応今回借りられるところですね。場所が離れているところがございます、図面でいうところの左の細長い〇〇と〇〇のところの田につきましては反当12,000円、それ以外の宅地の付近になるのですが、この右のところにつきましては14,000円とさせていただきます。以上です。

会長

担当、島田代理。

島田代理

はい。こちらの案件、持ち主の〇〇さんですけれども、今年まで〇〇さんが借りられるところ

も含め全体の農地を作っておりまして、今回貸し出されるのは水田で使ってきたところのみとなります。残っている部分は、施設野菜を作っている訳ですが、今回〇〇さんの申し出により水田を作っている部分を貸したいということで、同じ行政区内の〇〇さん。また作っているところも一部隣接しているところがありまして、双方に賃貸料の相談をしたところ、やはり条件の良い宅地前のところは上田の14,000円。そして、少しお安くなっているところこの細長い三角の部分につきましては、本当にこちら山に隣接しておりまして、日陰になりやすいところで、田んぼを作っておったんですけれども、やはり乾きづらかったり生育が悪かったりと条件が悪かったもので、こちらの方が少し賃貸料を下げさせてもらって、賃貸料がこういうことになりました。〇〇さんに関しましても、まだまだ若く意欲的に農業もやられております。何の問題もないと思いますので、慎重審議よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

無ければ決定いたします。

会長

番号29。

武田主事

続きまして29番です。ページ10ページになります。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。合計面積が22,399㎡。こちらも貸借権の賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、12月1日から令和8年11月30日までの5年間となっております。賃借料につきましては143,600円。反当価格は8,000円ということになっております。えー以上です。

会長

担当、伊藤委員。

伊藤委員

はい。ただいま、事務局の方で説明されたとおりなんですが、補足いたしますとこの後のこれも含めまして6案件あるんですが、〇〇さん、〇〇さんがお兄さんですね。次の次31番の案件で、〇〇さんって出てきますがこちらが弟さんで、えー今回あの東聖10区〇〇さんが農家をやめられると、年齢・体調ともに今年限りということで相談を受けました。〇〇さん、弟さんが〇〇さんの土地を借りられていまして、今回〇〇さんがやめられるということで、〇〇さんご自身も賃貸したいということで、〇〇さんと〇〇さんの案件が6件続いております。で、今回の29番。〇〇さん、低台なんですけどひじり野地区になりますけど、弟さん〇〇さんが借りてました土地ですけど、〇〇さんの高台の土地ということで、私が担当させていただいております。で、今回の〇〇さん、〇〇さんの高台・低台、お互いに借り入れがありまして、私と島田代理と一緒に担当させていただきました。で、今回〇〇さんが貸し出すところ〇〇さんになりますが、隣接するところで作っておりましてどうですかということで話しをさせていただきました。今回、この場所が近辺でだいたい田で8,000円ということでさせていただきました。年数、〇〇さん、〇〇さんともに5年ということで賃貸の方、決めさせていただきました。〇〇さんにつきましては、この地区でも第1主力メンバーということで農家をしておりまして、法人も立ち上げられまして何ら問題ないと思いますが、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

無ければ決定します。

会長

番号30番。

武田主事

はい。続きまして、番号30番。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者、同じ

く〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。合計面積が23,530㎡。こちらも貸借権の賃貸借となっております。利用権の設定の始期は、12月1日から令和8年11月30日までの5年間です。賃借料につきましては、215,000円。反当価格は11,000円となっております。で、先ほど言い忘れていたんですが、あの先ほど伊藤委員からお話のあった元々〇〇さんの土地は、〇〇さんがえー耕作されていたというお話で、元々の〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の契約に関しては、今年の11月30日で契約満了となりますので、特に今回解約の案件はございませんということをお話しさせていただきます。以上です。

会長

担当、伊藤委員。

伊藤委員

えー。続きまして今回の件ですが、〇〇さんの賃貸をしているところですが、こちらが東聖10区の地区になります。ここですね。近隣で〇〇さんが作ってらっしゃったんですが、〇〇さんはこれ以上増やせる余力はないなということで、えーあと私ぐらいになるんですが、私も一部〇〇さんの土地を借りる予定がありまして、私も無理だということで、ここ聖台第2ライスセンターがありまして〇〇さんがいらっしゃいます。〇〇さんが、センターの裏ということで〇〇さんにどうですかということで話しを持っていきました。あの、図面を見ていただきますと11ページになりまして、これ〇〇さん、ひじり野の〇〇さんの場所なんですけど1列ありまして、その横が〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんと3列あるんですが、この1列目〇〇さんの部分を〇〇さんという話しになりました。この地域での賃貸。田の相場は、11,000円となっておりますのでこの単価にさせていただきました。〇〇さんにつきましては、ここにセンターがありまして高台にも耕作していることもありますし、力的にもまだ余力があるということでありまして、何ら問題ないと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願ひします。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

無ければ決定します。

会長

番号31番

武田主事

31番です。利用権の設定を受ける者、同じく〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか5筆。合計面積が38,674㎡。こちらも貸借権の賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、同じく12月1日から令和8年11月30日までの5年間。賃借料につきましては、359,000円。反当価格田で11,000円、畑で5,500円という形になっております。以上です。

会長

担当、伊藤委員。

伊藤委員

はい。今回は〇〇さんということで、今まで耕作されてました〇〇さんのところですが、先ほどの図面と続きにありますところで、ここも〇〇さんに借りていただくことになりました。今回も先ほどと同様、田11,000円ということで決めさせていただきました。慎重審議のほどよろしくお願ひします。

伊藤委員

これごめんなさい。単価、5.5・・・。畑5.5.5,500円だからいいのか。すみません。慎重審議よろしくお願ひします。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

無ければ決定いたします。

会長

次の32番ですけれども会議規則第15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。

会長 武田主事	はい。32番。 32番です。ページ11ページです。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。合計面積が40,612㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定始期は、12月1日から令和8年11月30日までの5年間です。賃借料につきましては、403,000円。反当価格は11,000円となっております。以上です。
会長 島田代理	担当、島田代理。 はい。こちらの案件ですけれども、先ほどまでの案件に繋がります。それで、土地の所在なんですけれども〇〇の案件のすぐ下になりまして、また隣接して耕作しているのが〇〇君で、〇〇さんが適任ということで決めさせていただきました。賃貸の単価につきましては、先ほどまでの理由と同様で田11,000円という設定にいたしました。伸也さんにおかれましても、みなさん知っているとおりでございまして全く問題ないかと思えますけれども、慎重審議よろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号33。
武田主事	33番ですね。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。合計面積が21,256㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定始期は、12月1日から令和8年11月30日までの5年間です。借料につきましては287,000円。反当価格が14,000円となっております。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。こちらの案件の方も土地の所有者である〇〇さんが、規模を縮小。賃貸をしたいということでございました。場所の方ですが、東聖6区にありまして〇〇さんの自宅及び耕作地及び〇〇ほか〇〇さんの耕作地でありまして、真ん中に農道が1本入っているだけのところでありまして、こちらは〇〇さんが適任であろうということをお願いしたところいいよということで決めました。こちら単価なんですけど、単価におきましては土地もしっかりしておりますし、水路もしっかりしておりますし、今現在小麦を作っておりますけれど、水田に切り替えることもすぐ可能ですので、一番上田の14,000円。先ほどの〇〇さんのところが隣接しておりますが、これまったく同じで14,000円でございますとのことで双方にお願いして、いいですよということで決まっております。〇〇さんにおかれましては、ライスセンターもやっておりますし、また後継者もしっかりおりますので何の問題もないと思えますので慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号34番。
武田主事	34番です。こちら2ページにまたがるような格好となっております。利用権の設定を受ける者、同じく〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほ

か19筆。合計面積が37,901.21㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定始期については、同じく12月1日から令和8年11月30日までの5年間です。賃借料につきましては449,000円。反当価格については13,000円となっております。こちらもちよっと地番図を見てもらいたいと思うんですが15ページと16ページということで、場所が少し離れておりましてまる1番・まる2番ということでさせていただいております。以上です。

会長

担当、島田代理。

島田代理

はい。事務局から説明があったとおりで、貸主におかれましては〇〇さんでございます。これまでの案件の続きとなります。まず15ページですね。15ページの土地の所在なんですが、先ほど出ていた〇〇さんへの売買のところと隣接しているところでありまして、こちらのところ〇〇さんが作っておられまして、水田を長いこと転作で麦をやっていたところでございます。まずこちら候補として〇〇さんではなく隣接者からあたっていきましたが、隣接する行政区、東聖4区、東聖5区の方々に聞きましたところ作らないということで、ライスセンター前に〇〇さん持っているんですけど、〇〇さんどうですかと聞いたところ賃貸してもいいよということで、〇〇さんということで決定させていただきました。また、この次のページ16ページにおきましても〇〇さんが作っておりまして〇〇さんが所有している農地でございましたが、こちらにつきましては隣接する農地を〇〇さんが作っておりますので適任であろうと、相手方としてお願いしたところいいですよということで決定させていただきました。また、賃貸料でございますけれど、ずっと転作をしておりますので畔のない部分があったり、石があったりと耕作しづらいところがあるため、少し下げさせていただいて13,000円ということでお願いさせていただいたところでありまして。何らないかと思えますけど、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員

(ありませんとの声)

会長

無ければ決定いたします。

会長

番号35番。

各委員

(ありませんとの声)

武田主事

はい。35番です。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」面積が353㎡。こちら貸借権の賃貸借となつてまして、利用権の設定の始期につきましては12月1日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃借料につきましては、2,500円。反当価格は7,000円となっております。以上です。

会長

担当、伴野委員。

伴野委員

はい。ただいま事務局の方から説明があったとおりでございますが、今回の当該農地の場所につきましては、図面を見ても分かるとおりの前が道道となっており、本当に宅地の側の面積も353㎡ということで、何と言ったらいいなかな、〇〇さんご夫婦でやっておられる自家野菜ハウス、そういったものが建っているような場所でございます。えー今年の春からこの1年出歩くことも減り、ご夫婦でディサービスとかも頻りに利用されており、なかなかこういったものの管理もできないと、そういった旨でハウスを撤去し、きれいな更地にしたところで、誰かに貸したいとの申し出がありまして、その近隣を作っておられます〇〇さんが妥当ではないかということで今回の案件となりました。えーあの単価につきましては、このあたりの田の相場が14,000円ということで、畑ということなので半額の7,000円と設定をさせていただきました。何

<p>会長 各委員 会長 会長 武田主事</p>	<p>ら問題ないかと思いますが、慎重審議ほどお願いします。 担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 (ありませんとの声) 無ければ決定いたします。 番号36番。</p>
<p>会長 野々瀬委員</p>	<p>はい。36番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」面積が7,294㎡。こちらも貸借権の賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、12月1日から令和6年11月30日までの3年間となっております。えー賃借料につきましては86,000円で反当価格が13,000円となっております。以上です。 担当、野々瀬委員。 事務局から説明があったとおりなんですけど、まず図面を見ていただきますと〇〇から下がってきて、〇〇も下がった〇〇に隣接するところとなります。〇〇さんより相談がありまして、農地を貸したいゆくゆくは売りたいとの意向がありまして、隣りに耕作地があり地域の中核を担う〇〇さんに話しをしたところ、是非とも賃貸したいということで話しがまとまりました。えー賃貸価格につきましては、この7区の会館から入っていきまして真ん中ほどバキッとなっているところから奥、非常に農道が狭いということで、非常に作りづらいということで〇〇さんの意向もありまして、賃貸価格を少し安くして13,000円に設定しました。何ら問題なく安心かとは思いますが慎重審議よろしくをお願いします。</p>
<p>会長 各委員 会長 会長 武田主事</p>	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 (ありませんとの声) 無ければ決定いたします。 番号37番。 はい。13ページになります。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が22,678㎡。こちら貸借権の設定賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、11月1日から令和6年11月30日までの4年間。賃借料につきましては、4,400円。反当価格は15,000円となっております。こちら地番図の方をご覧いただきたいと思っております。20ページ、21ページになりますが、この21ページであるとおりになんですけど、この〇〇というのが〇〇さんの耕作されている田になっておりますが、その田の一部がこの〇〇という〇〇さんの敷地の方へかかっているような形になっております。なので、人の他人の土地に自分で作っている田の方がかかっているということで、この部分で貸借の関係を結ばないといけないということで、この度ですね。当人同士にお話しの方させていただいて、反当価格15,000円で賃貸ということで納得いただいて、この度議案の方に向けさせていただいた内容となっております。以上です。</p>
<p>会長 会長</p>	<p>担当、私です。 こちら国営事業の設計上ですね。若干もと地の部分のはみ出ししているということで、はみ出ししている部分に関してはきちっと賃貸関係を結びましょうという案件の1つでございます。えー、面積的には非常に小さいんですけど、東神楽農業委員会といたしましてはですね。このような小さい面積でもきちっと賃貸契約を結んで進んでいこうと決めておりますので、今後もこういう案件が結構出ることかなと思っておりますけれど、皆様のご協力を得ながらですね。総会の中で処</p>

理をしていきたい。そういう風に思っております。では、非常に小さな面積なんですけれども、4,400円という形で、まあ15,000円というのは若干高いんですけれど、本人お互いの中で話し合った金額ということでこの金額にさせていただきました。以上です。

会長

担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございます。

伊藤委員

これ私の田んぼの隣りの話しなんですけれどね。国営来るときにこの状態を、畔にしたのがまずかったのかなと思うんですけれど、設計上どうしてこんなことになったんでしょうかね。これ多分、換地で売買、今度お金出すんだと思うんですけれど、面積新たに増えたよね。ということになるんですけれど、今の状態で賃貸料発生しないといけなかったんですかね。以前の例ではどうでしょう。

会長

えーと、以前というか、今までというか。国営事業に関してはですね。国営推進室で引いている図面を底地に合わせて引いている訳ではないんです。その辺という形で図面を切ってるだけなんで、その中で非常に今パソコンの図面の性能があがったことによってですね。ずれが分かるようになったんですよ。分かった図面においては、仮に渡している状態の中ではうやむやにできないだろうという風な農業委員の立場として対応させてもらったということです。なので、このぐらい出ているぐらい良いのではないかと言う方もいるかと思えますけれど、このぐらい出ている駄目なのではないかという方のクレームが入ったというのも1つです。

伊藤委員

国営推進室も、流していたまんま、これをスルーしてて、本人から申出があってこうしようと出てきた流れはまずいですよね。

会長

国営推進室としては、番地ありきななので元地との差があろうがなかろうが関係ないんですね。だから、きれいな土地の形にしたいということで、あとはお互いの・・・。

伊藤委員

設計図で、本人たち分かりますよね。

会長

分からない。これからどんどん出てくると思うんですけれど、国営側としてはこの辺を意識して図面を引いている訳ではないんですよ。なので、今後もこういう形で、少ない面積での賃貸借というのは出てきます。

伊藤委員

もとの帳簿上でいうと面積としてありますけど、水張としては、水張面積で287というのはなるのかなというのは・・・。

会長

これはですね。武田君が色々苦勞して出したんだよね。

武田主事

そうですね。これあくまでも面積というのは、あの事務局で管理している農地台帳の地図を使って図測で計算するほか面積の出しようがないんです。実際に正確に、例えば今回でいうと〇〇という〇〇さんの土地に〇〇君の田んぼがどれだけかかっているのかって、正確に出すには測量しかないんですけど、そんな費用をかけてまでやるものではないと思いますし、換地処分の終わるまでの十数年の期間だけ、貸借の関係だけ結ぶという話しになるので・・・。

伊藤委員

ちょっと長くなったらあれですけど、国営で私のところはこれ今あるこの2枚の田んぼになってるんです。実際は、減歩率で1割以上減るのかなと思ったら減らなかったんですよ。ということは、私1割以上買わないといけないということになるんですけれど、それは換地やるまでは1割増えたまま無償で作れているんですよ。

会長

その道道部分とか、そういう感じだと思うんですけどね。

伊藤委員

水張は減ってないですよ。1割儲けたまま換地かかるまでは無償で1割作れているんだなと思ってるんですよ。無償なんですよ。

会長

そうです。例えば実際、図面に落としこんだときに、例えば隣りの〇〇君とか、そっちにはみ出

<p>伊藤委員 会長 伊藤委員 会長 伊藤委員 武田主事</p>	<p>しているのであれば賃貸契約を結ばなければいけない可能性が出てきますけれど、いま実際、そこまだ武田君も分かっていないというか見ていない・・・。</p> <p>あの以前の去年、一昨年、小足会長達の境界の話。あの高規格道路で、境界がちょっとずれた。じゃあむこうの土地がかかった使用貸借はしたけれど・・・。</p> <p>いや。使用貸借ではないですよ。きちっとした賃貸契約を結んでいます。</p> <p>賃貸、単価をつけてということですか。</p> <p>単価をつけてですよ。〇〇さんとね。やりました。</p> <p>分かりました。</p> <p>結局、その貸し借りの関係は、双方の話し合いになるので、それが使用貸借になるのか単価をつけて賃貸借となるのかというのは・・・。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>各々で仕方ないということですね。</p> <p>それは、それで仕方ない。使用貸借でいいですよ。となれば、小さな面積なんで使用貸借でとなりますし、今回みたいに単価をつけますよ。となればそれはつけなければならぬと思います。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>ちなみに、じゃあこの部分を削られた分を〇〇さんの方から引くということですか。</p> <p>そうです。〇〇さんの作っている面積は、この残りの部分を作っているということになります。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>了解しました。</p> <p>伊藤委員の疑問はすごく分かるんですよ。今後この手の案件は非常に増えます。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>双方で決めて、双方で決めてばかりでは。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>いやいや、双方で決めてということではなく、勝手にやってという話しではありません。計算基礎は農業委員会の方で、図測で測定してこれだけの面積がありますよと、単価を決めるのであればこのぐらいになりますがどうしますかと、だから勝手に使用貸借して下さいとか、勝手にお金をもらってくださいという話しにはならないんですけど、一時利用なんで。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>でも相談としては、他はどうですかということではないですよ。</p> <p>東神楽農業委員会としてはこういう方法で、小さな面積であってもきっちりと賃貸借を結んでやりますよと、そういうことなんです。</p>
<p>事務局長</p>	<p>そうですね。今、会長説明してくれたとおりの話しを別の角度からしますと、あの北海道農業会議なんかにも。こういったケースについて一応、我々もきちっと調べてからとスタートを切っているんですけども、ひらたく言うと、一時利用地の指定って受けるじゃないですか、一時利用地の指定を受けても換地処分までは、人の土地で農業をやっているということにやっぴりなるんです。なので、貸借の関係は少ない面積でも、こうやって虫眼鏡を当てないと分からないようなところであっても、我々いま機械の技術も進歩しておりまして、農業委員会であとからこうやって見ていくと、あっかかっているね。と話しが出てきてしまうんで、それについてはまず貸借の関係ということで双方にお話しして、場合によってはその人たちは無償でやるはという人たちがいればそうですかと、お互いの契約なので。そんなような形ですね。</p>
<p>会長</p>	<p>まあ。推進室の方では、こういったことは気にせずに機械的にきつていだけなんで、底地の場所が右に移って、左に移ってとうことは一切気にしないで切っているんで、こういう形で細かい面積が出てきていると、でそれは分からないものなのか聞いたんですけど、気にしていないから分からないと。</p>
<p>伊藤委員 会長</p>	<p>この田んぼの途中までなんですよ。でも、農道曲がってないと思うんですよ。</p> <p>だから昔の、要は昔に農道まっすぐ引いているかっていったらそうではない。そういうのもあ</p>

	<p>って、だから底地をきちっと合わせている訳ではないということは抑えておかないと、賃貸・売買やっても困ることになる。元々が曲がっていたということ。</p>
事務局長	<p>みなさんもきっと聞かれることあると思うんですけど、原理原則換地処分が終わるまでは人の土地で農業をやっているというケースが結構出てくるよ。その都度貸借の関係を結ぶんだよ。と、換地処分が終わるまでは新しい大型圃場の中に今までは何ともなかったのに他の人の土地が入っていると、換地処分が終わるまでは人の土地なんだ。換地処分が終わるまでは登記上の地主は何ら変わっていないんですよ。ということの頭に入れておいていただきたいと思います。</p>
伊藤委員	<p>あの。元の面積、水張がこうで、誰々の面積がこうになりましたよといったあのの中にこの部分が出てくればいいんだけど、出てこないんですね。</p>
会長	<p>その仕事はしてくれないです。推進室では分らないです。これは農業委員会の優秀な事務局の武田氏が出してくれたおかげで今があるので、推進室の方のパソコンでは分らないようです。</p>
武田主事	<p>一応、先ほどの農地部会の方で、この案件の方議案として話させていただいて、後々みなさまにも情報として共有させていただきたいということになっていますので、そこでまた改めて売買の話とか賃貸等もありますので・・・。</p>
伊藤委員	<p>その他の中でですか。</p>
会長	<p>いいえ。それはまた次回。その案件が上がったときに。またあの、その時にやらないとイメージが湧かないので、そんな形でやらせてもらえればと思っています。</p>
会長	<p>あと、ご意見ご質問ございますか。</p>
伴野委員	<p>参考までに聞きたいんですけど、ここしばらく国営の方がそろそろうちの方まで来てて、それでの賃貸価格15,000円となっているんだけど、元々はどのくらいなのかと思って。</p>
事務局長	<p>議案の37・38ですね。</p>
伴野委員	<p>こちらの方、15,000円が結構多く聞くんて、こちらの参考価格というか、上田で14,000円。だから大きくなったら値段が上がるのかなと思って。</p>
伊藤委員	<p>〇〇さんの単価なんですよ。</p>
事務局長	<p>おっしゃる通り。</p>
伊藤委員	<p>15,000円を14,000円に下げなかった。</p>
伴野委員	<p>大きくなったら変わるのかなあと思って。</p>
伊藤委員	<p>使用貸借しているところは〇〇君。元々自分は自作なんで、〇〇さんも自作だから、ここだけ賃貸だから〇〇さんが、1,000円上乗せをしてるからその単価になってる。すごく難しいんですよ。</p>
伴野委員	<p>基本は同じと。</p>
会長	<p>そうです。だから国営が入ったからといって、国営が始まる前に農業委員会で色々話したと思うんですけども、国営をやったから土地の値段が上がる訳ではないんです。</p>
伴野委員	<p>うん。だからこっちの方は知らなかったから、参考賃借料あれで上田14,000円となっって、何かできたからやっぱみんな15,000円が最近多いなと思って聞いていたら、もしかしたら上がってるかなと思って。</p>
会長	<p>いや。違います。元々、個人的にこの値段で貸借していたんです。</p>
伴野委員	<p>うん。いや。これからのためにちょっと聞いてこうかなと思って。</p>
伊藤委員	<p>ちょうど今、お話し出たんですけど1個だけ相談を受けて、15,000円の土地を14,0</p>

00円にしてあげるっていう相談を受けたんですが、これどうなんだろうと思って。貸主が、本当は15,000円なんだけど、今回の農地部会でもお話しされたかと思うんですけど、推進基金を本人が受け取った、農家をやめます。工事が終わりました。はい。来年から貸してあげる。その代わりお前が1,000円払うから、俺が15,000円本当は欲しいんだけど14,000円で貸してやるから、今後の基金1,000円を払っていけなと言われてたんですね。はっきり言ったから、そんなはっきり言うんだと思って・・・。

会長 　ただ、その推進費云々というのは、我々のいた知らないところですし、それは知らなくて良いと思います。

伊藤委員 　あっ可哀そうだな。というところですよ。

会長 　ただ、それ言う言わないは私たち関係ないんですけど、それを引いたというイメージを持っているのは、あの非常にありがたい話だと思います。我々が設定した上田と変わらないということで、特に問題はないのかなと思います。

伊藤委員 　いや。それを言ったら俺、14,000円でなく13,000円でないのと思ったんですけど。事務局長 　参考賃借料は、先月の議案にもありました通り、平成28年から14,000円に参考賃借料下げていますけれど、前までは15,000円を参考賃借料にという町でしたので、ですからその15,000円から14,000円になったタイミングとかで、双方の話し合いで14,000円に下げていった人は多いんだと思いますけれど、その時に15,000円のまま下げなかった人が、今もなごりとして残っているというケースだと思います。

会長 　えー、あと何かご意見・ご質問ございませんか。

各委員 　(ありませんとの声)

会長 　それでは無ければ、このような案件増えると思いますけどよろしくお願いします。では、決定いたします。

会長 　次は38番。

武田主事 　はい。38番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。ほか4筆。総面積が34,168㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております、始期につきましては、11月1日から令和6年11月30日までの4年間となっております。賃借料につきましては、476,000円。反当価格は田15,000円、畑10,000円となっております。こちら地番図の23ページ、24ページをご覧くださいければと思います。先の合意解約でもありましたが、去年の国営工事の令和2年工事のところであの変更なされてないところを。この度、借りる筆が増えたものですから1度解約して、えー改めて新規で賃貸やり直すというものになっております。以上です。

会長 　担当、私です。

会長 　えー、まず事務局で説明のあったとおり国営事業によって田んぼが大きくなりましたことによりまして、水張り面積が変わりまして、番号が変わりましてということで、新たに新規で賃貸を結び直す案件でございます。こちらは、何ら問題ないかと思っておりますけど、よろしく審議お願いします。

会長 　担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。

各委員 　(ありませんとの声)

会長 　無ければ決定いたします。

会長 　39番。

武田主事	<p>続きますして39番。ページ14ページです。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。ほか4筆。総面積が11,963㎡。貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定始期につきましては、11月1日から令和6年11月30日までの4年間となっております。賃借料につきましては167,000円。反当価格が15,000円となっております。こちらは、地番図の26,27ページとなっております。こちら先程と同様の案件になります。以上です。</p>
会長	<p>担当、私です。</p>
会長	<p>いま説明のあったとおり、先ほどと同じ国営によって面積が変わった案件になります。慎重審議をお願いします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号40番。</p>
武田主事	<p>40番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。ほか3筆。総面積が23,401㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。設定の始期につきましては、11月1日から令和13年11月30日までの10年間となっております。賃借料につきましては、280,140円。反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の29,30ページになります。こちら先ほどの案件と同様の案件となっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、私です。</p>
会長	<p>いま事務局から説明のあったとおり、先ほどと同じようなもので、きちっと合わせようというものです。以上です。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号41番。</p>
武田主事	<p>新規案件、最後のものになります。41番です。利用権の設定を受ける者〇〇一さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。ほか3筆。総面積が23,367㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。始期が、11月1日から令和11年11月30日までの8年間。賃借料につきましては、272,000円。反当価格は15,000円となっております。こちらは地番図32ページ、33ページになります。こちらさっきの3件と同様の案件となっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、安藤委員</p>
安藤委員	<p>先ほどから案件にあがっております国営工事により、水張の面積が変わるための改めての賃貸契約となっております。窪田さんにおかれましては、私も隣りでやっておりますがしっかりと仕事をされておりますので何ら問題ないと思います。慎重審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>えーと、すみませんけれどこちらの案件、〇〇さんの方へははみ出してないってことですね。</p>

武田主事	はい。〇〇さんの方へははみ出してないです。
会長 島田代理	ないですか。分かりました。 ごめんなさい。もう1回聞いていい。確認しても良い。これ、うちの〇〇、会社でかりてる部分で、今年整備が終わった部分があって、また来年から耕作するんですけど、そういうところはほっとかないで、やっぱり事務局にすみませんちょっと見てくださいということで見てもらうのか、そこのタイミングがよく分かってないんですね。
武田主事	あの一。一応、国営推進室の方からその新しい圃場の形のデータをもらうんですけど、それをうちの農地台帳と照らし合わせて、ちょっと1個ずつ春先に見ていこうと思っているんですね。
島田代理	放っておいて良いつてことかな。
武田主事	なので、ちょっとまあ、来ていただいても結局図測がデータをもらわないとできないので、あの何㎡被っているか分かりませんので・・。
島田代理	どんどん不安になって来てるんだけど、あれ逆に今年の部分に関してもだけど、とりあえず何か言い方申し訳ないんだけど、放っておいてやってくれて、その中であの誤差があった場合には連絡をいただいて、それからの契約っていうことかな。
武田主事	そうですね。あの一時指定の紙が来た時に、また他人の土地をかりているのであれば、当然ながら変更なり、解約して新規の契約が発生してくるのは間違いないのかもしれませんが、こういう細かい部分については、あの1度ちょっと事務局で見ないことには、そもそも貸し借りの関係を結ぶかどうかも含めて確認しなければ皆さまにはお伝えできないかなと。
島田代理	一時利用が決定して面積が変わってきてるんですよ。面積は当然、元借りていた面積と変わってはいるんで、賃貸料の何っていうか。変更っていうのはあり得るんですけど、先ほどのように境界が一時利用地とは変わってはきますよね。
武田主事	そうですね。今回みたいに〇〇さんや〇〇さんのように一時指定のやつで水張が分かり切っている方については、春先早々に賃貸とすることできると思うんですけど、さっきの〇〇君の案件とかはちょっと、どうしても後出しでこっちから耕作者の方にお知らせするという事になっちゃいますね。
事務局長	田植えには間に合わないかもしれないとおおめに見ておいてください。なんせ3月なんで。あの一時利用地の指定って3月じゃないですか、我々も同じようなタイミングで図面もらうので、3月の総会にかけるとは不可能。4月の総会までにそれぞれの面積を確定させて、双方からハンコをもらって4月の総会にかけるとなると4月の10日までに書類が揃わないとならないんですが、まず不可能。5月は総会がない。まあなので6月くらいになると思ってもらいたいと、まあ農業はそこでするのでどっちみち、後は貸し借りの関係で地主にいくら払うのかという部分は田植え終わってから、その辺は・・・。支払い時期が11月末までというのが一般的であるとするならば、少なくともおおめに見ていただかないとなんないかなと思っています。
島田代理	はい。了解しました。すみません。
会長	あとご意見・ご質問ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、継続案件ですけれども42から44番まで、〇〇とういうことで〇〇、〇〇委員

武田主事	の退席を求めます。 ○○委員もです。
会長	えっ。一人でいいんじゃないんですか。
武田主事	一応、構成員です。
会長	構成員。確かに・・・○○委員。
会長	それでは、42番から行います。
武田主事	それでは、継続案件は変更点のみご説明させていただきます。42番、変更点特にありません。43番。変更点、特にございませんが今回以前の契約を元々地主さん、○○さんだったんですが、一昨年に亡くなりまして、今回奥さんである○○さんとの契約となっております。次、16ページに行きまして44番。こちら変更点、特にございません。以上です。
武田主事	続きまして45番。こちら変更点、特にございません。こちら、元々○○さんで契約していましたが、今年亡くなりましたので奥さんである○○さんとの賃貸契約となっております。46番も変更点ございません。最後47番につきましては、この土地なのですが令和4年度、来年国営工事を控えているというところもあり、またこの土地につきまして地主である○○さんの方が、ご自身のお母さまから生前一括贈与というものを受けられて、贈与税のですね。納税猶予の方を現在受けている土地で、町内で唯一の土地になっているんですが、生前の贈与税の猶予を受けるために、担い手の方に貸付をしないとイケないということもあり、また来年1年で契約改めて、令和4年からまた新しい圃場での賃貸契約を結ばなければいけないということもあり、この1年間ににつきましては使用貸借で賃貸をすることになりましたということで、その部分だけ変更なされたということになります。以上です。
会長	継続案件ですけれども、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして日程6議案第4号。あっせん委員の指名について、事務局より説明願います。
宮原主査	はい。今回5件のあっせん申出案件があります。いずれも申出理由は売買で、農振農用地区域内の土地であります。それでは、番号8から12まで続けて説明させていただきます。番号8。申出人住所、16号南2番地。氏名は○○さん。所在○○地番○○、現況地目「田」ほか3筆。合計面積38,896.18㎡。田の水張面積35,740㎡。畑が1,713.18㎡となっております。番号9。申出人住所○○。氏名は○○さん。所在○○、現況地目「畑」ほか2筆。合計面積1,856㎡であります。番号10。申出人住所○○。氏名は○○さん。所在○○地番○○、現況地目「田」面積が4,735㎡。水張面積は、4,230㎡であります。続きまして、18ページをご覧ください。番号11。申出人住所○○。所在○○、現況地目「田」。面積3,545㎡。水張面積は、2,760㎡であります。申出案件最後になります。番号12。申出人住所○○。所在○○、現況地目「田」ほか10筆。合計面積87,789㎡。田の水張面積69,670㎡。畑が1,281㎡となっております。地番図につきましては、34ページから38ページをご覧ください。以上です。
会長	あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。

各委員	(はいとの声)
会長	それでは指名いたします。番号8番。島田代理、伴野委員、前田委員、野々瀬委員。番号9番。島田代理、伴野委員、小足、栗本委員。番号10番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号11番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号12番。島田代理、伴野委員、伊藤委員。以上です。よろしくお願いたします。

【その他】

会長	続きまして日程第7その他について、事務局よりお願いします。
事務局	①12月総会の日程について ②転作助成関連について ③総会后、懇親会の確認。
会長	あと、その他ありますでしょうか。では、閉めていいですね。それでは、総会大変ご苦労さまでした。また、農地部会の方はですね。総会前、1時間会議させていただきありがとうございました。国営事業に関しましては、また色々ございますけれどご意見をいただきながら、進めたいと思います。それではありがとうございました。